

## 情報セキュリティ方針

一般社団法人 データビリティコンソーシアム(以下「当法人」という)は、当法人の登録者及びデータ提供者に対するデータハンドリング事業を提供している。当法人のデータハンドリング事業における情報セキュリティのガバナンス及び情報セキュリティマネジメントに関するコミットメントは、当法人の重要な使命として位置付けている。

当法人は、当法人が管理する情報資産を守り、情報サービスの機密性、完全性、可用性を確保するための情報セキュリティ方針を定める。サイバー攻撃やプライバシー情報の保護を重視して、当法人の職員は ISMS を遵守し、その維持、向上に努める。

### 1. 適用範囲

当法人全体を適用範囲とする。当法人の推進組織、関連するステークホルダーとセキュリティ上の役割・責任を明確にして、情報セキュリティの確立・向上及び継続的な改善を行う。

### 2. 目的

情報資産の機密性及び可用性を重視し、提供サービスの完全性及び可用性が損なわれることがないよう情報セキュリティの向上を目指す。

### 3. 遵守

当法人は、不正競争防止法、不正アクセス禁止法、著作権法、知的財産基本法、個人情報保護法、刑法等の法令等及び ISMS 関連規則・基準並びに各種外部との契約を遵守する。

### 4. 情報セキュリティ組織と教育

情報セキュリティ要求事項の審議及び対策の企画・実施・評価を行うために ISMS 責任者及び ISMS 事務局を設置する。ISMS 責任者は、情報セキュリティについて、理事に上申して決定を仰ぐものとする。また内部監査責任者を任命し、定期監査により各種法令、情報セキュリティ方針、各種規程・手順の遵守状況を確認し、運用に反映することで ISMS の継続的改善に努めるものとする。

当法人の職員に対しては、情報セキュリティの教育、訓練を定期的実施し、セキュリティに対する意識を高めるものとする。

### 5. リスクアセスメント

業務遂行上必要な情報資産の洗い出しを行い、情報資産の特性に合わせて適切に分類、アセスメント、保護・管理する。なお、リスクアセスメントは客観的に体系化され、重要なリスクを有効に見出す仕組みとし、継続して見直しを行うものとする。また、システムの停止及び誤作動は当法人業務において重大な影響を及ぼすため、その完全性、可用性を重視する。情報資産の脅威と脆弱性、事業上の要求事項、法的要求事項への対応も識別する。また、事業継続の安定化と顧客満足を確実なものとする。

### 6. 継続的改善

当法人は、上記1～5の取り組みを定期的に見直し、その結果に応じて適切な対策を講じることで、ISMS の継続的な改善に努める。

以上

制定日 2024年8月1日  
一般社団法人 データビリティコンソーシアム  
理事 下條 真司